

土壌汚染対策法の 見直しに向けた検討の方向性に対する意見

2024年12月 2 日

一般社団法人 日本建設業連合会
環境委員会 建設副産物部会
土壌汚染対策ワーキンググループ

日本建設業連合会とは

(一社)日本建設業連合会は、全国的に建設工事を営む企業及び建設業者団体の連合会

法人会員140社＋団体会員5団体、特別会員6社で構成

建設業界全体における当会会員の国内受注計のシェア24.4% (2023年度)

* 受注シェア = 日建連会員受注額 / 元請受注額 (国土交通省「建設工事受注動態統計調査」)

* 参考：令和5年度末現在の建設業許可業者数は479,383業者(国土交通省)

総合建設業

● 土木
「公共工事」中心

● 建築
「民間工事」中心

見直しに向けた検討の方向性に対する意見

【見直しの方向性に対する日建連の基本的な考え】

- 合理化を目指した見直しの方向性については基本的に賛成する。
- 建設業においても人手不足への対応や脱炭素の取組は喫緊の課題であり、制度の合理化が、現場での調査・措置等の工事量や工期の増加とならないよう配慮して頂きたい。
- 新しい制度の詳細設計においては、実際の運用が煩雑とならないよう配慮して頂きたい。

方向性に対する意見

- ① 調査を省略した土地の汚染状態等の見直しについて
- ② 形質変更時の調査命令発出までの期間の見直しについて
- ③ 深さ方向の調査の制度化について
- ④ 試料採取等調査の深さ限定が不要となる見直しについて
- ⑤ 薬品等の使用に関する量や濃度の基準の設定について
- ⑥ 自然由来等（自然由来及び水面埋め立て土砂由来）基準不適合土壌の取扱の合理化等について
- ⑦ 区域指定手続き中の土地の形質変更及び搬出について

運用に対する意見

- ① 区域内の形質変更時における汚染拡散防止措置について
- ② 区域指定の解除および解除手続き中の土地の形質変更および土壌搬出について
- ③ 行政手続きの合理化について

見直しに向けた検討の方向性に対する意見①

調査を省略した土地の汚染状態等の見直しについて

(見直しの方向性16頁 施行規則第11条)

見直しの方向性では、「試料採取等調査については、例えば、地歴調査や既往の地下水調査の結果に基づき実効性のあるリスク管理が講じられ汚染による健康被害のおそれがないことが確認できる場合には一律に義務付けないようにする」としている。一方、施行規則第11条では、土壌汚染調査のおそれを把握して試料採取等調査を行わなかった場合、「当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす」としているため、今回の見直しに伴い試料採取等を行わなかった土地が第二溶出量基準不適合とみなされないよう、同規則の見直しを検討する必要がある。

地歴調査のみで試料採取等を省略した場合、形質変更時の汚染拡散防止措置が過剰とならないよう配慮して頂きたい。また、臨海部等の第三者の健康リスク（飲用井戸の利用等）の可能性が低いと推察される土地における汚染拡散防止措置についても、同様に配慮して頂きたい。

(理由)

- 現行法では、調査を省略した場合、「第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす」こととなり、特に要措置区域となりうる土地では措置が過剰となるため、あるいは形質変更を行う時の汚染拡散防止措置が過剰となるため、調査の省略が活用されず、事業者の負担となっている。

見直しに向けた検討の方向性に対する意見②

形質変更時の調査命令発出までの期間の見直しについて

(見直しの方向性23頁 法第4条)

見直しの方向性では、法第4条第3項の調査命令を発出する場合において、同条第1項の届出の受理から命令発出までの期間を「**現行の30日からより長い期間（例：45日）に見直すことも検討すべき**」とされているが、建設工事の工期への影響が大きいいため、現行の期間（30日）を維持して頂きたい。

現行の期間内に調査命令を発出できるよう、自治体内における地歴情報の活用の仕組みや手順の効率化（例：行政保有情報のデジタル化）を進めて頂きたい。

また、法第4条第1項の届出後に速やかに形質変更に着手できるよう、同条第3項の調査命令を発出しないことが確定した時点で、届出者にその旨通知することを検討頂きたい。

(理由)

- 見直しの方向性では期間延長の理由として、届出件数に対する調査命令の発出割合が高まることをあげているが、発出割合が高まっても発出件数が増えるわけではない。
- また、見直しの方向性では、形質変更を急ぐ事業者は法第4条2項の活用が可能であることも理由としてあげられているが、法第4条2項の利用は同条項の利用を意図していない事業者にとって負担増となる。
- 自治体によっては、同条第3項の調査命令を発出しないことを書面で通知している。

見直しに向けた検討の方向性に対する意見③

深さ方向の調査の制度化について

(見直しの方向性25頁 法第6条、第11条 規則第3条の2～規則第10条)

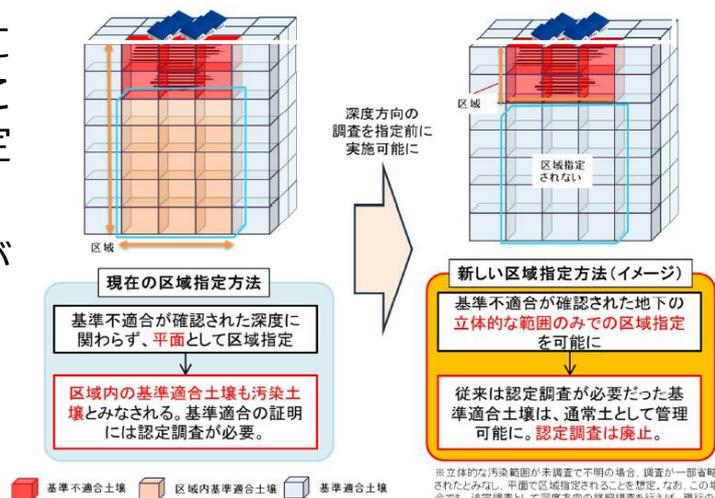
見直しの方向性では、「深さ方向の汚染の具体的な範囲を特定する調査について、試料採取等調査の一部として制度上の位置付けを与える」こととしている。立体的な区域指定の導入には賛成する。

詳細調査を行わずに平面的な区域指定を受けた場合には、区域指定から一定期間経過後に形質変更を行うこともあることから、従来の掘削後認定調査と区域指定後の深さ方向の調査も制度に残す必要がある。

また、制度化によって調査手順や届出の事務手続きが煩雑とならないよう配慮して頂きたい。

(理由)

- 現在も深度方向調査結果を認定調査に転用している。例えば、法第12条や法第16条届出時に詳細調査結果を添付し、通常土と判断された場合は、認定土壌として扱えるようにするなど認定確認の手間を合理化すべき。
- 工期に余裕がない場合は、汚染されていない部分も汚染土壌として搬出しなければならない場合もあり不合理となっている。



【懸念事項】

区域指定を立体化した場合、経年変化や地下水流等による汚染深度や範囲の変化が起こるのではないか

見直しに向けた検討の方向性に対する意見④

試料採取等調査の深さ限定が不要となる見直しについて

(見直しの方向性25頁 施行規則第4条第4項)

見直しの方向性では、深さ方向の調査の制度化によって「…試料採取等調査における深さ限定や区域指定が行われた場合の認定調査といった特例制度の利用が不要となるよう見直しを検討すべきである」としているが、現行の区域指定（平面的な表層調査による指定）の制度を残すのであれば、深さ限定調査の制度も残すべきと考える。

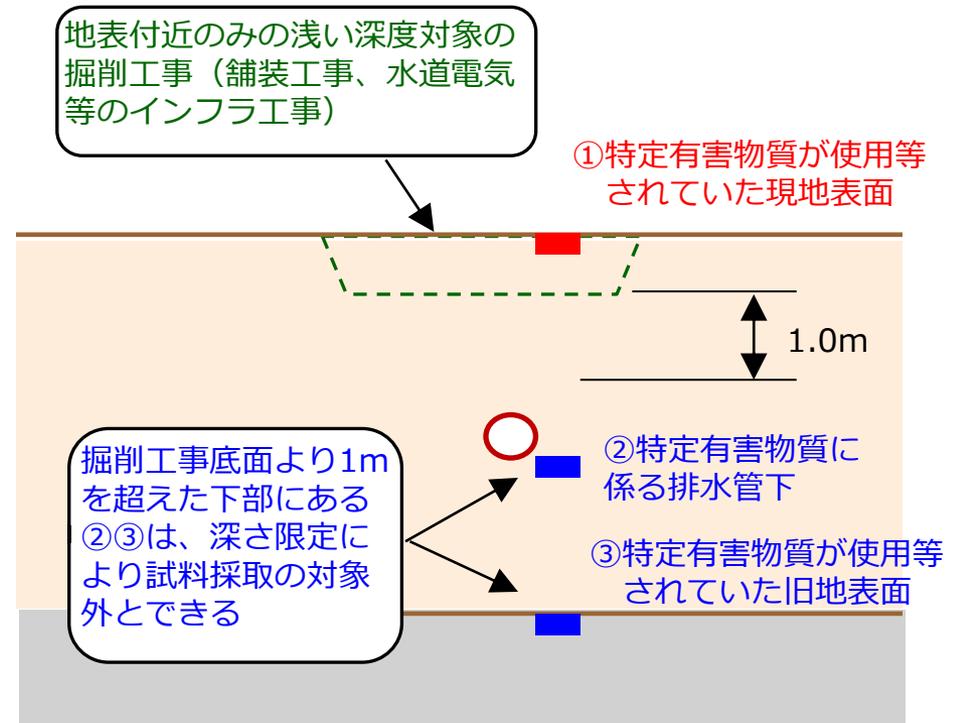
(理由)

- 環境省の調査によれば、深さ限定調査は毎年一定数（令和4年度で60件程度）の利用がある。

※深さ限定とは

地中深い場所に特定有害物質施設に係る埋設配管や旧地表面等がある場所において、地表付近のみ掘削するような工事(舗装や植栽工事、インフラの修繕工事等)を実施する場合、埋設配管等が工事による掘削深さより1m以上深い位置にある場合は、当該工事に伴う試料採取等の対象としないことができる規定

(右図例参照)



見直しに向けた検討の方向性に対する意見⑤

薬品等の使用に関する量や濃度の基準の設定について

(見直し26頁 施行規則第3条2項、第26条)

見直しの方向性では、地歴調査の汚染のおそれの分類において「特定有害物質の使用履歴における取扱量、個別の化合物の特性等が十分に考慮されない仕組みになっており、有害物質の取扱実態や健康リスクに対して過大な負担が土地の所有者等に発生している事例があり、運用上の基準の明確化・合理化等が必要」としている。見直しの方向性に賛成である。

特に教育施設（主に小学校、中学校、高等学校など）については、特定有害物質の使用に関して、取り扱い量の上限値を設け、上限値を超えないかぎり「汚染のおそれなし」とするよう緩和措置が必要である。

(理由)

- 現行法では、有害物質の使用に関して、有害物質の使用量や濃度に規定がないため、当該物質の使用履歴があれば、「汚染のおそれあり」または「汚染のおそれ少ない」としなければならない。そのため、小学校等の実験での試薬の使用程度であっても特定有害物質の使用等に該当することとなる。
- 教育施設では、有害物質の使用場所とそれ以外の場所について明確に区分ができず、また、有害物質の取り扱い者が着衣を着替えた上で敷地内を移動をすることが現実的に行われていないことから、敷地全体が「汚染のおそれ少ない」とされ、土壌試料採取の対象範囲とされうる。実際に、小学校の理科室で使用していた土地で、校舎外へ出る際、上履きを履き替えているにも関わらず、グラウンド部分を「汚染のおそれ少ない区画」として、試料採取を求められた事例がある。

見直しに向けた検討の方向性に対する意見⑥

自然由来等（自然由来及び水面埋め立て土砂由来）基準 不適合土壌の取扱の合理化等について

（見直しの方向性31-32頁）

見直しの方向性では「自然由来等土壌については、形質変更に伴い土壌の搬出が行われる場合には現行法制度と同等の施工計画の確認、搬出後の汚染土壌処理処理施設における処理といった管理を施工者等に義務付ける枠組みは維持しつつ、従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象から除外することを検討する」とある。見直しの方向性については賛成する。

搬出時調査の結果、基準に適合していた場合、建設残土として一般の残土受入先等へ搬出することとなると想定されるが、残土受入先のある各自治体の土砂堆積に関する条例等に基づく搬出土調査と重複することが想定される。見直しの方向性では、「[現行の認定調査における試料採取方法等を参考](#)」にとあるが、分析頻度など事業者に過度な調査要求することとならないよう、現行の自治体条例等も踏まえた合理的な制度設計として頂きたい。

また、処理施設候補となる自然由来等土壌利用施設についても、現況把握と拡充に向けた施策検討をお願いしたい。

（理由）

- 各自治体の土砂堆積に関する条例や、盛土規制法等の強化に伴い、搬出土の調査が求められるケースが増えている。搬出土調査についても自治体ごとに相違がある。
- 現行では、土壌汚染状況調査とは別に搬出土調査を実施する必要があり、事業者、土地所有者等の負担、工期等へ影響している。

見直しに向けた検討の方向性に対する意見⑦

区域指定手続き中の土地の形質変更及び搬出について

(見直しの方向性33頁 法第7条第1項、第12条第1項及び第16条第1項)

見直しの方向性では、「既に土壤汚染状況調査が完了し、地方自治体において指定する区域の種類が実質的に判断されているのであれば…、公示等の手続きが完了するのを待たずに汚染土壤の搬出等を可能とする旨の運用指針等を明確化することを検討すべき」としている。見直しの方向性に賛成する。

土壤汚染状況調査が完了しても、区域指定されるまでには時間を要することが多く、対策を進めたくても対策実施前に必要な法第7条や第12条、第16条等の届出が、区域指定の公示待ちの状態になるケースがある。地方自治体において指定する区域の種類が判断されている、いないに関わらず、法で求める汚染拡散防止の要求水準に達している土地の形質変更及びそれに伴う汚染土壤の搬出等を、公示等を待たずに可能とする旨の運用を共通ルールとすべきである。

(理由)

- 一部の自治体では、法12条、16条の届出相当の書類を提出すれば、区域指定前でも形質変更及び搬出を認めており、工事工程等に極力支障のないよう配慮され、運用されている実態もあり、水平展開すべきである。
- 区域の種類判断に時間を要することが多く、その間、土地の形質の変更及び汚染土壤の搬出等ができず、建設工事の工期遅延等、事業に影響する事例が発生している。

現状の土対法の運用に対する意見①

区域内の形質変更時における汚染拡散防止措置について

- ① 最も浅い帯水層内で掘削を行う場合の地下水位管理について、遮水壁がある場合は掘削底面より1 m以上深くすることとし、遮水壁がない場合は観測井での地下水監視が要件に加わるにしても、掘削底面より上位にないことで許容されている。地下水位を掘削底面より1 m以上深くすることやそれを確認することも容易ではなく、観測井での地下水監視より汚染拡散機能が高い遮水壁がある方が管理が厳しくなるのは合理的でなく、後者に統一して頂きたい。 [（ガイドラインappendix12-3、12-7）](#)
- ② 下位の帯水層まで到達している既存杭の引き抜き工事をケーシングを設置して行う場合、通常はケーシング直径は杭直径より若干大きい程度であり、上位帯水層において杭とケーシング間の土壌・地下水を除去することは施工上困難である。健康リスクに応じて少量の土壌や地下水の落とし込みが許容できる場合は、それらを除去せずに引き抜き工事をできるようにして頂きたい。 [（ガイドラインappendix12-15）](#)
- ③ 区域内の帯水層に接する場合の土地の形質変更に関する施行方法全般について、土壌汚染による健康リスクに対して過剰とならないよう、土壌汚染の物質や濃度等に応じて施行方法を見直して頂きたい。

現状の土対法の運用に対する意見②

【意見】

区域指定の解除および解除手続き中の土地の形質変更 および土壌搬出について

- ① 地下水の摂取等のリスクにかかる措置の原位置浄化の完了条件に、地下水汚染がなくても2年間モニタリングが存在するが、掘削除去の場合は同条件だと1回モニタリングとなっており、これを理由にコストも環境負荷も高い掘削除去が選ばれるケースもあることから、1回モニタリングに統一して頂きたい。（ガイドラインp.646）
- ② 区域指定の解除に地下水モニタリングが要件となっているが、地下水汚染が区域指定された土地の汚染土壌に起因しているかどうかは現行の土壌汚染状況調査では特定できないため、区域指定された土地の汚染土壌を除去しただけでは地下水汚染の根本的な対策とはならない場合がある。土壌汚染状況調査を現行の手法で行うのであれば、地下水モニタリングを区域指定の解除条件とせず、地下水汚染への対応は区域指定とは別に取り扱うことを検討して頂きたい。（ガイドラインp.582）
- ③ 汚染が確認された深度まで掘削が完了しても、区域指定が解除されるまで区域内の土壌はみなし汚染土となるが、区域指定を待たずに簡易な報告等で健全土として搬出できるような制度として頂きたい。
- ④ 汚染区画が敷地境界に接している場合、施工上の制約等から境界線ぎりぎりまで掘削不可能な場合があるが、実質的に当該区画の汚染土壌が除去されている場合は、敷地境界部のごく限られた範囲に汚染土壌が残っていても、区域指定を解除出来るようにして頂きたい。

現状の土対法の運用に対する意見③

行政手続きの合理化について

- ① 行政によっては、土壌汚染状況調査の結果を分割して提出することを不可としているため、分割での提出が認められることを明確にして頂きたい。
- ② 行政によっては、要措置区域指定の判断のための近隣井戸の調査に時間を要し、区域指定まで半年から1年以上かかることがあるが、調査結果から区域指定までの時間を可能な限り短くしてほしい。また、事業者が希望する場合は、区域指定を待たずに要措置区域相当として措置を実施できるようにして頂きたい。
- ③ 行政によっては、措置完了報告から区域指定の解除まで数か月を要しており、解除までの期間を可能な限り短くして頂きたい。